

「Cネット通信・No.72」（2024/8/2）

◆◆ RIZAP 株式会社（チョコザップ）に対する申し入れ

1 損害賠償免責条項

消費者契約法8条1項1号は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項を、同項3号は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項を無効としています。

スポーツクラブの規約において、傷害事故や盗難について、責任を負わない旨の規定を定めていることは多いですが、スポーツクラブの債務不履行により生じた損害についても損害賠償責任を免除することは消費者契約法8条1項1号、3号に違反し無効となりえます。

2 会費不返還条項

スポーツクラブと会員との契約関係は、民法上の準委任契約類似のものと考えられます。民法の規定による場合、会員は、会員契約をいつでも任意に将来に向けて解除することができ、また、スポーツクラブが受任者の報酬請求権たる会費を請求できるのは、既履行の割合部分に限られるとともに（民法648条3項）、解除の伴う損害賠償の請求も、不利な時期においてやむを得ない事由がないにもかかわらず会員が解除した場合に限られることとなります（民法651条2項）。

スポーツクラブの規約において、15日以降の退会はできないなどと定めていることはありますが、退会の希望月の前月15日を超えた場合に、退会の効力発生時期を翌月末日とする合理的な理由もありませんので、スポーツクラブの会員規約は民法よりも不利であり、消費者の契約解除権を一方的に制限するものであるとして、消費者契約法10条により無効と考えられます。

3 申し入れの結果

RIZAP 株式会社（chocoZAP）には、当会の申し入れを受け、問題のあった規約を一部修正していただきました。

消費者の利益を害するような条項が用いられている場合には、お近くの消費生活センター等に相談に行ってみることをおすすめします。

以上

■詳しくはCネット東海のホームページをご覧ください。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7272.html>

◆◆個人情報保護委員会に適格消費者団体連名で意見書を提出しました

2024年7月29日、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見書を、個人情報保護委員会に適格消費者団体連名で提出しました。

■詳しくはCネット東海のホームページをご覧ください。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7285.html>

◆◆ご注意ください！ ～国民生活センターから注意の呼びかけ～

消費者契約や製品事故について国民生活センターが注意を呼びかけています。

●回転させる玩具を使用中に、破片が飛び目を負傷した事故が発生ー当該品をお持ちの方は、使用を中止してくださいー

●「セルフエステ」の契約トラブルに注意！ー特に「セルフホワイトニング」に関する相談が増えていますー

●相談情報引き続き返金詐欺に注意！「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って！

●相談情報国民生活センターと日本通信販売協会の名称を悪用する〇〇ペイ返金詐欺業者にご注意ください

●子どものボタン電池の誤飲事故に気をつけましょう！ー電池の放電によるアルカリで消化管が損傷しますー

※詳細は以下のリンクをご覧ください（国民生活センターのホームページ）。

<https://www.kokusen.go.jp/>

<会員加入のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:C ネット)は、団体と個人の会費と寄附金により運営される認定NPO法人です。消費者被害を未然に防止、拡大を防止し、消費者主権が確立された社会を築くためにC ネット東海の会員となり、活動への参加や継続的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで加入申し込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/newmember.html>

<寄附のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称：Cネット)は、これまで消費者への相談活動や、不当な約款や勧誘行為などの是正を事業者に求める活動に取り組み、成果を出してきました。より一層東海エリアのみなさまが安心して暮らせるよう消費問題に取り組むべく今後の目標として 2015 年に制定された【特定適格消費者団体の認定】を目指しています。【特定適格消費者団体の認定】には財政基盤の確立が必要不可欠です。今後も東海のエリアにおいて差止め請求訴訟を提起するなどして、消費者被害を未然に防ぎ、拡大を防止する活動を続けていくため、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで寄附のお申込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/donation.html>

【Cネットからのお願い】

※ホームページやこのメルマガ通信で、紹介・告知したい記事・イベント等がありましたら、ご投稿をお待ちしています！！

※このメルマガの転送も大歓迎です。また、知人や職場の同僚に、Cネットから直送付を希望されるときはお知らせ下さい。(氏名・アドレス・所属)

★この「Cネット通信」の【配信停止・変更】をご希望の方は、恐縮ですが、【配信停止・変更】と記載の上、cnet-tokai@cnt.or.jpへご返信ください。

⇒次回からの配信停止・変更をさせていただきます。

◇Cネットは、主に愛知・岐阜・三重で活動する適格消費者団体です

消費者庁が、4月1日に「COCOLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト」を公開しました。消費者と（特定）適格消費者団体をつなぐことを目的にしています。全国の（特定）適格消費者団体の活動が紹介されています。

COCOLiS ⇒ <https://cocolis.caa.go.jp/>

⇒Cネットホームページ：<https://cnt.or.jp/>
